

川崎市指令環廃 第249号

許可番号 第05750001633号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 川崎市川崎区堀之内町13番地2

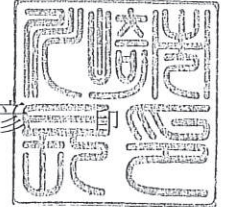
氏 名 京浜化工 株式会社

代表取締役 柏木 位公 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年 2 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦



許 可 の 年 月 日 平成30年 2 月 1 日

許 可 の 有 効 期 限 平成35年 1 月 31 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

・積替え又は保管を除く

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 感染性産業廃棄物 以上1種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 2 月 1 日 更新許可

5 積替え許可の有無

市名

許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。